

FAX送信用

令和 3 年 12 月 6 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況及び令和3年11月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ（http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html）においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので御参照願います。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面

電話：0144-88-8900

令和 3 年 業種別労働災害発生状況

(令和 3 年11月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別		令和 3 年				令和 2 年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4 日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4 日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全 産 業 合 計		4	(18) 482	(18) 486	129		(10) 472	(10) 472	109	14	3. 0	100. 0
除 く 鉱 業 計		4	(18) 482	(18) 486	129		(10) 472	(10) 472	109	14	3. 0	100. 0
製 造 業		1	(2) 83	(2) 84	23		86	86	19	-2	-2. 3	17. 3
内 訳	食 料 品		(2) 28	(2) 28	8		23	23	7	5	21. 7	5. 8
	木材木製品		12	12	4		15	15	2	-3	-20. 0	2. 5
	紙・パルプ		5	5			3	3		2	66. 7	1. 0
	窯業・土石		7	7	4		7	7	2			1. 4
	金属・機器		5	5			11	11	3	-6	-54. 5	1. 0
	輸送用機械		4	4	2		6	6		-2	-33. 3	0. 8
	そ の 他	1	22	23	5		21	21	5	2	9. 5	4. 7
鉱 業												
土 石 採 取			2	2			2	2	1			0. 4
建 設 業		1	(1) 59	(1) 60	8		(2) 45	(2) 45	6	15	33. 3	12. 3
内 訳	土木工事業		(1) 22	(1) 22	1		12	12	2	10	83. 3	4. 5
	建築工事業	1	25	26	4		(2) 18	(2) 18	2	8	44. 4	5. 3
	木造建築業		7	7	1		5	5	2	2	40. 0	1. 4
	その他の 工 事 業		5	5	2		10	10		-5	-50. 0	1. 0
道路貨物運送業			(3) 74	(3) 74	15		(1) 59	(1) 59	7	15	25. 4	15. 2
その他の運輸業			(1) 7	(1) 7	3		(1) 13	(1) 13	5	-6	-46. 2	1. 4
陸上貨物取扱業			3	3	1		4	4		-1	-25. 0	0. 6
港 湾 荷 役 業			4	4			5	5	1	-1	-20. 0	0. 8
林 業		1	3	4			7	7	1	-3	-42. 9	0. 8
漁 業			1	1			1	1				0. 2
卸売・小売業			(5) 56	(5) 56	22		(2) 48	(2) 48	21	8	16. 7	11. 5
清 掃 業		1	22	23	9		22	22	6	1	4. 5	4. 7
ゴ ル フ 場			10	10	3		10	10	5			2. 1
その他の事業			(6) 158	(6) 158	45		(4) 170	(4) 170	37	-12	-7. 1	32. 5

本統計は、労働者死傷病報告書（休業 4 日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

() 内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

令和 3 年 業種別労働災害発生状況（その 2）

「その他の事業」の内訳

（令和 3 年11月末現在）

区分 業種別	令和 3 年				令和 2 年				対前年		業種割合
	死亡	休業 4 日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4 日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業		8	8	4		7	7	2	1	14.3	1.6
畜 産 業		30	30	4		47	47	4	-17	-36.2	6.2
理 美 容 業		1	1						1		0.2
その他の 商 業		6	6	2		5	5	2	1	20.0	1.2
金融 ・ 広告業		5	5	3		1	1	1	4	400.0	1.0
映画 ・ 演劇業											
通 信 業		(3) 6	(3) 6	2		(3) 10	(3) 10	3	-4	-40.0	1.2
教育 ・ 研究業		4	4	2					4		0.8
保健 ・ 衛生業		57	57	14		(1) 76	(1) 76	16	-19	-25.0	11.7
飲 食 店		17	17	7		11	11	1	6	54.5	3.5
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）		5	5	2		3	3	3	2	66.7	1.0
その他の 事 業		(3) 19	(3) 19	5		10	10	5	9	90.0	3.9
合 計		(6) 158	(6) 158	45		(4) 170	(4) 170	37	-12	-7.1	32.5

令和3年 死亡災害発生状況

(令和3年11月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	原因物	災害発生状況の概要
1	2	8時台	林業	1人～9人	墜落・転落	枕木等機械	林業専用道の路外において、横転したグラブソールに下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はグラブソールを運転して、他車両とすれ違うためいったん路肩に寄っていた。
2	6	11時台	産業廃棄物処理業	10人～30人	はさまれ・巻き込まれ・巻	車両系建設機械	産業廃棄物処理場の敷地内を通行していた被災者が、走行していたトラクターショベルにひかれたもの。
3	7	9時台	製造業	1人～9人	墜落・転落	荷役運搬機械	事業場敷地内でトレーラーに積み上げられた荷を下ろす作業中、地面に墜落した被災者が発見されたもの。 被災者は、別運転者が運転するフォークリフトと共同して作業を行っており、フォークに押したパレット（高さ約2.3m）の近くで作業を行っていた。
4	9	14時台	建設業	1人～9人	切れ・こすれ	一般の他の機械	コンクリート基礎を手持式エンジンカッターで切断する作業中、エンジンカッターの刃が反発して被災者の首に当たった。

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	合計
死亡件数	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	51 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請について

北海道労働局長は、死亡労働災害が増加したことから「死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請」を行いました。
当署管内においても2月にグラブソール、6月にトラクターショベル、7月にフォークリフトと、いずれも車両系機械が関係する労働災害により3人が亡くなり、また9月にエンジンカッターにより1人が亡くなる労働災害がありました。
職場において尊い人命が失われることはあってはならないものであり、労働災害防止対策の一層の取組をお願いします。
詳細については北海道労働局ホームページを御覧ください。

●ホーム＞各種法令・制度・手続き＞安全衛生関係＞安全関係＞労働災害防止について＞建設業災害防止＞死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請

2 労働災害発生状況について

令和3年11月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上の労働災害は486件でした。
前年同期に比べ1割以上増加している業種は、食料品製造業が5件（21.7%）、紙・パルプ製造業が2件（66.7%）、土木工事業が10件（83.3%）、建築工事業が8件（44.4%）、木造建築業が2件（40.0%）、道路貨物運送業が15件（25.4%）、卸売・小売業が8件（16.7%）、農業が1件（14.3%）、理美容業が1件（前年同期なし）、その他の商業が1件（前年同期なし）、金融・広告業が4件（400.0%）、教育・研究業が4件（前年同期なし）、飲食店が6件（54.5%）、その他接客娯楽業（除くゴルフ場）が2件（66.7%）、その他の事業が9件（90.0%）となっています。
事故の型別では多い順に、転倒災害が129件（26.5%）、墜落・転落が71件（14.6%）、動作の反動・無理な動作が57件（11.7%）、はさまれ・巻き込まれが54件（11.1%）となり、これらの事故の型で全体の63.9%を占めています。

3 建設工事追い込み期労働災害防止運動について

建設業の労働災害は、例年、工事の追い込み期にあたる10月から12月に多発する傾向にありますが、本年については、前年同期に比べ33%もの大幅な増加となっています。墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点として取組をお願いします。なお、前年1年間の労働災害（休業4日以上）は57件です。

取組期間：10月1日から12月31日まで
詳細については北海道労働局ホームページを御覧ください。

●ホーム＞各種法令・制度・手続き＞安全衛生関係＞安全関係＞労働災害防止について＞建設業の災害防止について＞令和3年度「建設工事追い込み期労働災害防止運動」について

4 特定化学物質障害予防規則（アーク溶接等作業にかかる溶接ヒューム）の改正について

金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和3年4月1日から逐次施行されています。詳細については厚生労働省ホームページを御覧ください。

●ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生＞職場における化学物質対策について＞令和2年4月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正

また、令和3年10月14日に改正特定化学物質障害予防規則（金属アーク溶接等作業）等説明会を開催しました。説明会資料については、北海道労働局ホームページを御覧ください。

●ホーム＞ニュース&トピックス＞労働基準監督署からのお知らせ＞苫小牧労働基準監督署からのお知らせ